



2019年5月24日

各位

会社名 大同メタル工業株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼最高経営責任者  
判治 誠吾  
(コード：7245 東証第1部・名証第1部)  
問合せ先 常務執行役員  
経営・財務企画ユニット長 三代 元之  
(TEL：052-205-1400)

### 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社持株会に加入する従業員に対し、信託を用いた「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本プランに係る信託の設定時期、本プランに基づき信託が借り入れる金銭の総額、本プランの設定期間等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 本プランの導入について

当社グループは、2018年度から2023年度までの6年間に期間とする中期経営計画「Raise Up “Daido Spirit” ～Ambitious, Innovative, Challenging～」(“大同スピリット”を更なる高みに引き上げ、大きな飛躍を果たす～高い志、改革する意欲、挑戦する心～)を策定し、計画達成に向け邁進しているところであります。

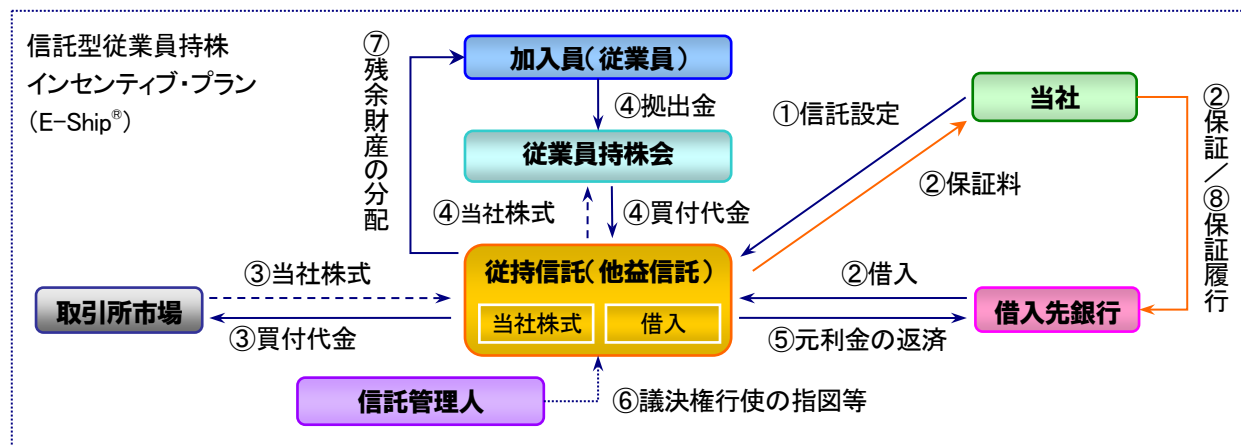
本プランは、中期経営計画における業績目標の達成と当社の中長期的な企業価値向上を目指すにあたってのインセンティブの付与及び福利厚生増進を目的としております。

#### 2. 本プランの概要

本プランは、「大同メタル従業員持株会」(以下「持株会」といいます。)に加入する従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「大同メタル従業員持株会信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後一定期間(現状では約4年7ヶ月の期間を想定しています。)にわたり持株会が取得すると見込まれる数(現状では5億円前後に相当する数を想定しています。)の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

本プランは、従業員に対して中長期的な企業価値向上のインセンティブを付与すると同時に、福利厚生増進策として、持株会の拡充を通じて従業員の株式取得及び保有を促進することにより従業員の財産形成を支援することを狙いとしています。

### 3. 本プランの仕組み



- ① 当社は、受益者適格要件を充足する持株会会員を受益者とした従持信託（他益信託）を設定します。
- ② 従持信託は、借入先銀行から当社株式の取得に必要な資金の借入を行い、当社は当該借入に対して保証します。当社は、かかる保証の対価として保証料を従持信託から受け取ります。
- ③ 従持信託は、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を取引所市場から取得します。
- ④ 従持信託は信託期間を通じ、③に従って取得した当社株式を、一定の計画（条件及び方法）に従って継続的に持株会に時価で売却します。
- ⑤ 従持信託は、持株会への当社株式の売却により得た株式売却代金、及び保有する当社株式に係る配当金をもって、借入の元利金を返済します。
- ⑥ 従持信託が保有する当社株式については、受益者のために選定された信託管理人が議決権行使等の指図を行います。
- ⑦ 信託終了時に信託内に残余財産がある場合には、換価処分の上、受益者適格要件を充足する者に分配されます。
- ⑧ 信託終了時に借入が残っている場合には、②記載の保証に基づき、当社が弁済します。

### 4. 従持信託の概要

- (1) 名称： 大同メタル従業員持株会専用信託
- (2) 委託者： 当社
- (3) 受託者： 野村信託銀行株式会社
- (4) 受益者： 受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続を経て存在するに至ります。)
- (5) 信託契約締結日： 2019年10月末日(予定)
- (6) 信託の期間： 2019年10月末日～2024年5月末日(予定)
- (7) 信託の目的： 持株会に対する安定的かつ継続的な株式の供給及び受益者適格要件を満たす者への信託財産の交付
- (8) 受益者適格要件： 受益者確定手続開始日(信託期間満了日が到来し信託財産の換価処分が終了した日、信託財産に属する当社株式が本持株会へ全て売却された日等)において生存し、かつ、本持株会に加入している者(但し、信託契約締結日以降受益者確定手続開始日までに、定年退職、転籍、役員への昇格によって本持株会を退会した者を含みます。)を受益者とします。

(ご参考)

E-Ship®は野村証券株式会社の登録商標です。

E-Ship®(Employee Shareholding Incentive Plan の略称)は、米国で普及している従業員持株制度 ESOP (Employee Stock Ownership Plan)を参考に、野村証券株式会社及び野村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した新しい従業員向けインセンティブ・プランです。

以上